

(改正後)

第一号様式 (第二条)

博 物 館 登 録 申 請 書

年 月 日

千葉県教育委員会 様

申請者

次の博物館について登録を受けたいので、博物館法第12条の規定により関係書類を添えて申請します。

- 1 設置者の名称 及び住所
- 2 博物館の名称
- 3 博物館の所在地

(改正前)

第2号様式

博 物 館 登 録 申 請 書

年 月 日

千葉県教育委員会 様

(市町村教育委員会名または法人代表者氏名) 印

次の博物館について登録を受けたいので、博物館法第11条の規定により関係書類を添えて申請します。

- 1 設置者の名称 (私立博物館にあつては、設置者の名称および事務所所在地)
- 2 博物館の名称
- 3 博物館の所在地

(改正後)

第二号様式 (第六条)

博物館登録原簿

事項	登録		登録変更	登録変更
	年月日		年 月 日	年 月 日
	記号番号			
設置者の名称及び住所				
博物館の名称				
博物館の所在地				
備考				

(改正前)

第1号様式

博物館登録原簿

事項	登録		登録変更	登録変更
	年月日		年 月 日	年 月 日
	記号番号			
設置者の名称および事務所所在地				
博物館の名称				
博物館の所在地				
備考				

(改正後)

(削る。)

(改正前)

第3号様式

博物館資料目録

自然科学（人文科学）に関する資料

<u>種</u> <u>目</u>	<u>品</u> <u>名</u>	<u>数</u> <u>量</u>	<u>所有、借用の別</u>	<u>備</u> <u>考</u>

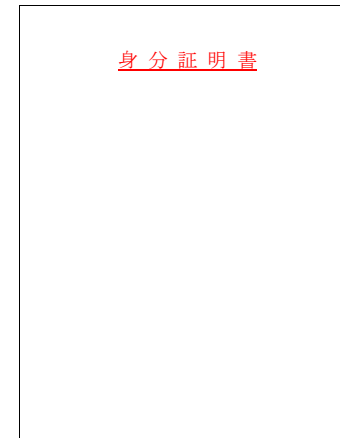
(改正後)

(削る。)

(改正前)

第4号様式

表



身分証明書

裏

6センチメートル		No	写真貼布箇所 (貼布しない)
6 センチ メー ター ル	<u>現住所</u>	オ	<p>(1) <u>この証明書は他人に貸与し又は譲渡することはできない。</u></p> <p>(2) <u>この証明書の提示を求められたときはいつでもこれを提示すること。</u></p> <p>(3) <u>この証明書を紛失したときは直ちに発行者に届出ること。</u></p> <p>(4) <u>記載事項に変更を生じたときは直ちに訂正を受けること。</u></p> <p>(5) <u>この証明書は退職等により身分を失ったときは直ちに返納しなければならない。</u></p>
	<u>氏名</u>	リ	
	年 月 日生	マ	
	<u>上記の者は千葉県教育委員会事務局職員であることを証明する。</u>	グ	
	昭和 年 月 日	ル	
千葉県市場町2番地 千葉県教育委員会 印			

(改正後)

(削る。)

(改正前)

第5号様式

博 物 館 登 録 通 知 書

年 月 日

様

千葉県教育委員会 印

次のとおり登録したので、博物館法第12条の規定により通知します。

- 1 設置者の名称 (私立博物館にあつては、設置者の名称および事務所所在地)
- 2 博物館の名称
- 3 博物館の所在地
- 4 登録記号番号

(改正後)

第三号様式 (第六条)

博物館登録事項変更届

年 月 日

千葉県教育委員会 様

申請者

博物館登録事項について、次の用に変更するので、博物館法第15条第1項の規定により届け出ます。

- 1 変更事項
- 2 変更年月日
- 3 変更の理由

(改正前)

第6号様式

博物館登録事項等変更届

年 月 日

千葉県教育委員会 様

(市町村教育委員会名または法人代表者氏名) 印

博物館登録(添付書類記載) 事項について、次のような変更があつたので、博物館法第13条第1項の規定によりお届けします。

- 1 変更事項
- 2 変更年月日
- 3 変更の理由

(改正後)

第四号様式（第七条）

博 物 館 廃 止 届

年 月 日

千葉県教育委員会 様

申請者

次のとおり博物館を廃止したので、博物館法第20条第1項の規定により届け出ま

- 1 設置者の名称及び住所
- 2 博物館の名称
- 3 博物館の所在地
- 4 登録記号番号
- 5 廃止の理由

(改正前)

第7号様式

博 物 館 廃 止 届 書

年 月 日

千葉県教育委員会 様

(市町村教育委員会名または法人代表者氏名) 印

次のとおり博物館を廃止したので、博物館法第15条第1項の規定によりお届けしま

- 1 設置者の名称 (私立博物館にあつては、設置者の名称および事務所所在地)
- 2 博物館の名称
- 3 博物館の所在地
- 4 登録記号番号
- 5 廃止の理由